

山形大学工学部技術部研修部会要項

(趣旨)

第1条 山形大学工学部技術部運営委員会要項第8条第2項に基づき、山形大学工学部技術部研修部会(以下「研修部会」という。)を置く。

(任務)

第2条 研修部会は、次の事項を任務とする。

- (1) 技術部職員研修の企画・立案に関すること。
- (2) 技術部職員研修の実行・運営に関すること。
- (3) 技術部職員研修の記録・保存に関すること。

(組織)

第3条 研修部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 技術長 2人
- (2) 基幹領域等から選出された技術職員 若干人

(部会長)

第4条 研修部会に部会長と副部会長を置き、第3条第1号の委員をもって充て、委員の互選によって選出する。

- (1) 部会長は、必要に応じ部会を招集する。
- (2) 部会長に事故があるときは、部部会長がその職務を代行する。
- (3) 部会長は、必要に応じ委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第6条 研修部会に関する事務は、技術部において処理する。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要項は、平成19年11月20日から施行する。
- 2 この要項の施行の日以後最初に委員となる者の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

この要項は、平成22年7月20日から施行する。